

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成30年8月29日（平成30年（行個）諮問第150号）

答申日：令和元年5月13日（令和元年度（行個）答申第5号）

事件名：本人が提出した特定日付け行政文書開示請求書の処理に関わった職員
の氏名が分かる文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1の1ないし3に掲げる保有個人情報（以下、順に「本件対象保有個人情報1」ないし「本件対象保有個人情報3」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報3を保有していないとして不開示としたことは妥当であるが、本件対象保有個人情報1及び本件対象保有個人情報2については、別紙2の1ないし4に掲げる文書に記録された保有個人情報を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年1月5日付け金総第9768号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）のうち、保有していないとして不開示とした情報について、保有している情報を開示するよう申し立てる。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（意見書については省略）。

保有している行政文書を開示するよう申し立てます。職員の氏名を開示するよう申し立てます。

（中略）

平成18年6月9日 金融庁訓令「行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条各項の決定をするための基準」の一部改正について

行政機関に所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとする。

特段の支障の生ずるおそれがある場合とは、以下の場合をいう。

- 氏名を公にすることにより、情報公開法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合。
- 氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合。

平成18年9月26日 金融庁訓令「行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条各項の決定をするための基準」の一部改正について
法令等遵守の疑義に関する情報を開示請求している。金融庁は「平成28年7月21日付取下書」を送ってきていない。文書をねつ造している。私は受け取っていない。送っていない取下書を送ったと嘘の報告をした職員がいる。

何に基づいて開示の実施をしたのか、当然情報がある。

誰が開示請求書を返送したのか。誰が文書を受理したのか。誰が開示の実施をしたのか当然情報がある。行政庁において、誰が文書管理の責任者であるのか当然情報がある。

問い合わせを無視して事実確認に応じていない。違法である。

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、処分庁に対して行った平成28年11月21日付け保有個人情報開示請求（同年12月7日受付）に関し、処分庁が、法18条1項に基づき、平成29年1月5日付け金総第9768号において一部開示決定（原処分）をしたところ、これに対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）があったが、以下のとおり、原処分を維持すべきものと思料する。

1 本件審査請求に係る保有個人情報について

本件審査請求に係る保有個人情報は、以下のとおりである。

- (1) 「平成28年6月22日付行政文書開示請求書」の受理，行政文書の保有の確認から，平成28年10月21日付の返送に関わった職員の氏名の開示（本件対象保有個人情報1）。
- (2) 「平成28年8月1日付行政文書開示請求書」の受理，行政文書の保有の確認から，平成28年8月29日付の返送に関わった職員の氏名の開示（本件対象保有個人情報2）。
- (3) 平成28年10月11日付で開示の実施が行われている

『「金検第444号 日付 平成28年4月22日（A4 75枚）
金監1092号 日付 平成28年4月25日（A4 45枚）
金総2766号 日付 平成28年4月22日（A3 3枚，A4 20枚）」

開示の実施方法 複写したもの交付（全部） 「写しの送付」』の開示の実施が行われた過程が明確にわかる情報の開示（本件対象保有個人情報3）。

2 原処分について

原処分は、本件対象保有個人情報 1 ないし 3 をいずれも保有していないことから、不開示とする旨の決定を行った。

3 原処分の妥当性について

(1) 本件対象保有個人情報 1 及び 2 について

本件対象保有個人情報 1 及び 2 は、行政文書開示請求書の受理、保有文書の確認、行政文書開示請求書の返送に至るまでに関わった職員の氏名の開示の請求であるところ、原処分は、これらを保有していないため不開示とした。

しかしながら、上記職員の氏名は、そもそも「自己を本人とする保有個人情報」ではないから、「自己を本人とする保有個人情報」には当たらない、という理由で不開示とすべきであった。

したがって、原処分の不開示とすべき理由は適切ではなかったものの、不開示とした原処分は、その結論において妥当である。

(2) 本件対象保有個人情報 3 について

審査請求人は、平成 28 年 10 月 11 日付けで行われた 3 件の開示決定に基づく文書の開示の実施方法及びその過程がわかる情報の開示を求めているところ、本件対象保有個人情報 1 ないし 3 に係る開示請求書に記載された審査請求人の主張によれば、同日付けの開示の実施とは、法による保有個人情報の開示決定に基づく更なる開示の実施のことをいうものと解される。

しかし、保有個人情報の開示の実施については、法 24 条に定められているところ、法には「更なる開示」の制度は規定されていないのであり、審査請求人が主張する平成 28 年 10 月 11 日付けで行われた手続も法に基づく開示の実施ではない。

したがって、平成 28 年 10 月 11 日付けで行われた法の開示決定に基づく開示文書の開示の実施方法及びその過程がわかる情報は、その作成又は取得の前提を欠くため、本件対象保有個人情報 3 を保有していないから、不開示とした原処分は妥当である。

なお、処分庁は、平成 28 年 10 月 11 日付けで、審査請求人に対し、開示対象文書を再送付しているが、これは、開示決定した保有個人情報につき、行政サービスとして、開示実施した媒体とは別媒体での提供を行ったものである。

4 結語

以上のとおり、原処分は結論において妥当であると認められることから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年8月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月2日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 平成31年4月11日 審議
- ⑤ 令和元年5月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報を含む複数の保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、このうち、本件対象保有個人情報については保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の開示を求め、諮問庁は、本件対象保有個人情報1及び本件対象保有個人情報2は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして、本件対象保有個人情報1及び本件対象保有個人情報2に係る原処分を結論において妥当とし、また、本件対象保有個人情報3に係る原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報1及び本件対象保有個人情報2について

(1) 本件対象保有個人情報1及び本件対象保有個人情報2は、別紙1の1及び2に記載されているとおりであるが、その趣旨は①平成28年10月21日付けで返送された同年6月22日付け行政文書開示請求書（以下「本件返送文書1」という。）、②同年10月21日付けで返送された同年8月1日付け行政文書開示請求書（以下「本件返送文書2」といい、本件返送文書1と併せて「本件返送文書」という。）の受理から保有の確認、返送に関わった職員の氏名が記載された保有個人情報であると解される。

(2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対して、本件返送文書の送付を受けてから返送までに作成・取得した文書について確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 本件返送文書の送付を受けた段階においては、文書接受簿を作成している。文書接受簿には、審査請求人の氏名のほか、文書を受け取った情報公開担当者の押印があり、本件返送文書に対応する記載もある。

イ 行政文書開示請求書に係る文書の保有の確認の段階においては、一般的に、情報公開担当者が、主管部局の担当者に文書の保有の確認に関するメールを作成するが、本件開示請求の時点で本件返送文書に係るメールは確認できなかった。

ウ 行政文書開示請求書を返送する段階においては、返送に係る連絡文書を作成した上、その発送の際、文書発送簿に記入しており、書留郵便等で送付した場合にはこれを証する受領証等を取得している。返送

に係る連絡文書に担当者の記載はなく、その作成に当たり、関与した職員の氏名が記載された決裁文書等も作成されていないが、文書発送簿及び受領証等には発送に関わった職員の姓を示す記載や押印があり、本件返送文書に対応するものを保有している。

- (3) 当審査会において諮問庁から別紙2に掲げる文書の提示を受け、確認したところ、いずれも審査請求人の氏名が記載されており、その日付等から本件返送文書2に関するものと認められ、別紙2の1ないし4に掲げる文書には担当職員について上記(2)ア及びウのと通りの記載があることが認められる。

そして、別紙2の1及び2のうち本件返送文書に係る部分並びに別紙2の3及び4に記録された保有個人情報、担当した職員の記載や押印を含め、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当する。

他方、別紙2の5に掲げる文書には担当職員の氏名に関する記載は認められず、審査請求人が開示を求める情報が記録された文書に該当しない。また、その内容からすれば、決裁文書等が作成されていない旨の上記(2)ウの諮問庁の説明は首肯できる。

- (4) よって、本件対象保有個人情報1及び本件対象保有個人情報2に該当するものとして、少なくとも別紙2の1ないし4に掲げる文書に記録された保有個人情報を保有していると認められるので、これを特定して改めて開示決定等をすべきである。また、本件返送文書1の受付及び審査請求人が主張する本件返送文書2の再送についても同様の文書の存否を調査し、該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 本件対象保有個人情報3について

- (1) 本件対象保有個人情報3の保有の有無について、諮問庁は、上記第3の3(2)のとおり、法には「更なる開示」の制度は規定されておらず、平成28年10月11日付けで審査請求人に対して開示対象文書を再送付したことについても、法に基づく開示の実施ではなく、行政サービスとして既に行った開示実施とは別媒体での提供を行ったものであり、開示の実施方法及びその過程がわかる情報については作成しておらず、保有していない旨説明する。
- (2) 諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点はなく、本件対象保有個人情報3の保有の有無について、諮問庁の説明を覆すに足る事情は認められない。

したがって、金融庁において本件対象保有個人情報3を保有しているとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件決定通知書には、不開示とした理由について、「保有していない」旨記載されているところ、一般に、保有個人情報の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に保有個人情報を保有していないという事実を示すだけでは足りず、保有個人情報が記録された行政文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該保有個人情報が存在しないかについても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法 8 条 1 項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点に留意すべきである。

6 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、金融庁において本件対象保有個人情報 3 を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報 3 を保有していないとして不開示としたことは妥当であるが、本件対象保有個人情報 1 及び本件対象保有個人情報 2 について、諮問庁が法 12 条 1 項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とすべきであったとしていることについては、金融庁において別紙 2 の 1 ないし 4 に掲げる文書に記録された保有個人情報を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件対象保有個人情報 1 及び本件対象保有個人情報 2 に該当するものがあればこれを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第 4 部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙 1

- 1 「平成28年6月22日付 行政文書開示請求書」の受理，行政文書の保有の確認から，平成28年10月21日付の返送に関わった職員の氏名の開示。

「作成・保存していない」と返答したと嘘をついている。

平成28年7月21日付の取下書と存在しない文書をねつ造している。未使用の収入印紙を返送するとあるが，「未使用の収入印紙」が同封されていない。

- 2 「平成28年8月1日付 行政文書開示請求書」の受理，保有の確認から，平成28年8月29日付の返送に関わった職員の氏名の開示。

平成28年9月10日付で再送した「平成28年8月1日付 行政文書開示請求書」の受理，保有の確認から，平成28年10月21日付の返送に関わった職員の氏名の開示。

金融庁が平成28年8月29日付で返送してきて，私が平成28年9月10日付で再送した事実がなくなっている。記録あるいは情報をねつ造している。

- 3 平成28年10月11日付で開示の実施が行われている。

『「金検第444号 日付 平成28年4月22日（A4 75枚） 金監1092号 日付 平成28年4月25日（A4 45枚） 金総2766号 日付 平成28年4月22日（A3 3枚，A4 20枚）」

開示の実施方法 複写したものの交付（全部） 「写しの送付」』の開示の実施が行われた過程が明確にわかる情報の開示。

平成28年5月5日付の保有個人情報開示の実施方法等申出書で

「金検第444号 日付 平成28年4月22日（A4 75枚） 金監1092号 日付 平成28年4月25日（A4 45枚） 金総2766号 日付 平成28年4月22日（A3 3枚，A4 20枚）」をスキャナにより電子化したものを記録媒体に複写したものの交付をCD-R（全部）での開示を申出している。

平成28年5月5日付の保有個人情報開示の実施方法等申出書に対して平成28年5月16日付でCD-Rでの開示の実施が行われている。私が実施を受けた日付（受け取った日付）は平成28年5月18日である。

平成28年5月21日付で，保有個人情報の更なる開示『複写したものの交付（全部） 「写しの送付」』を申出しているが，申出は不要であると，平成28年6月13日付で行政文書の更なる開示の申出書は返送されてきた。

平成28年10月11日付で開示の実施の，基になる申出（情報），あるいは申出書の開示。開示を実施している以上「更なる開示の実施の申出があった」

開示の実施を申出した申出（情報），あるいは申出書に対して開示が実施されている。保有個人情報の更なる開示の申出（情報），申出書が必ず存在している。

開示の実施を行った基になる申出（情報），あるいは申出書に関する情報の開示。

申出（情報），あるいは申出書の内容と日付，金融庁が受理した日付が明確になる情報の開示。

平成〇年〇月〇日付の，保有個人情報の更なる開示の実施を申出した申出（情報），あるいは申出書。

保有個人情報の更なる開示の実施を申出した申出（情報），あるいは申出書の受理記録。受理した日付と受理した職員の氏名の開示。

保有個人情報の更なる開示の実施を申出した申出（情報），あるいは申出書を確認した職員の氏名の開示。

申出（情報），あるいは申出書が，『開示の実施方法 複写したものの交付（全部） 「写しの送付」』で開示の実施を行うための要件を満たしていることを確認した職員の氏名の開示。

保有個人情報の更なる開示『開示の実施方法 複写したものの交付（全部）「写しの送付」』の申出をしていることを理解して，確認した職員がいる。

保有個人情報の更なる開示の実施を申出した申出（情報），あるいは申出書が，開示の実施を行うための要件を満たしている法的根拠。金融庁が開示の実施を行った法的根拠の開示。

保有個人情報の更なる開示の実施に関わった職員の氏名の開示。

開示の実施を申出した申出（情報），あるいは申出書の受理から，開示の実施までにかかった日数の開示。

金融庁における標準の手続き期間の開示。開示の実施までに，かかった日数が「不作為」であることが，判断できる情報の開示。

平成28年6月27日付 不作為の審査請求書以降に，開示の実施を申出した申出（情報），あるいは申出書があったとねつ造することは認められない。そもそも更なる開示の申出書を，申出は不要であると返答して，返送してきている以上，開示の実施を申出した申出書は，存在しない。

申出は不要である以上，申出（情報）は，存在しない。

平成28年5月5日付の保有個人情報開示の実施方法等申出書は，CD-Rでの開示の申出である。

複写したものの交付（全部）の申出ではない。

平成28年6月13日付で返送してきた平成28年5月21日付 行政文書の更なる開示の申出書は，開示の実施を申出した申出書であるが，返送してきた申出書に対して，実施を行ったと回答することは認められない。

私は，平成28年5月21日付 行政文書の更なる開示の申出書以外に，

複写したものの交付（全部）の申出をしていない。

『平成28年6月27日付 不作為の審査請求書

当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第4項の規定に基づ
く平成28年5月21日付 行政文書の更なる開示の申出書

金検第444号 日付 平成28年4月22日（A4 75枚）

金監1092号 日付 平成28年4月25日（A4 45枚）

金総2766号 日付 平成28年4月22日（A3 3枚，A4 20
枚）

開示の実施方法 複写したものの交付（全部） 「写しの送付」』

に対して開示の実施を行ったことを明確に示す情報の開示。

平成28年5月5日付の保有個人情報開示の実施方法等申出書に対して、
平成28年5月16日付けCD-Rでの開示の実施が行われている。私が実
施を受けた日付（受け取った日付）は平成28年5月18日である。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（開示の実施）第十四条第4
項

「開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日
から三十日以内に限り、行政機関の長に対し、更に開示を受ける旨を申し出
ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。」
が更なる開示の実施の法的根拠となる。

最初に開示を受けた日から30日以内に更なる開示の申出ができる。平成
28年5月18日から30日以内（6月16日）に、更なる開示の申出があ
ったとしても、金融庁が開示の実施した日付は3ヶ月以上たった平成28年
10月11日付である。不作為であることが明白である。

平成28年6月27日付 不作為の審査請求書は却下されている。開示の
実施の基になる申出（情報）、あるいは申出書を受理してから、開示の実施
までの過程と日数が明確にわかる情報を開示するように申し立てる。

申出（情報）、あるいは申出書をねつ造することは違法である。

開示の決定の際、写しの送付方法に、準備に要する日数 5日間と、開示
の実施にかかる期間が記載されている。

開示の実施をするまでの期間は決まっている。申出（情報）、あるいは申
出書を受付・受理した日付から、平成28年10月11日付の実施までの期
間が、大幅に過ぎていれば、不作為である。

私は、平成28年5月21日付 行政文書の更なる開示の申出書以外、申
出書を送っていない。

金融庁は、平成28年5月21日付 行政文書の更なる開示の申出書の内
容は、「複写したものの交付（全部）で開示の実施を申出している」と理解で
きている。

私が平成28年5月21日付申出書で「複写したものの交付（全部）で開示の実施を申出している」と理解できているが、平成28年6月27日付の不作為の審査請求書の内容は理解できない。

平成28年10月11日付で「複写したものの交付（全部）で開示の実施」での実施を行っているが、不作為の審査請求書と補正書の内容は理解できない。

不作為の審査請求書を却下して、更なる開示の申出書を、申出は不要であると返答して、申出書を返送している以上、開示の実施を申出した申出書は、存在しない。何に対して、あるいは何に基づき開示の実施を行ったのか？

平成28年10月11日付で「複写したものの交付（全部）で開示の実施」での実施を行った際、平成〇年〇月〇日付の、〇〇申出書（あるいは〇〇申請書等）に対して、実施を行っているとは明記していない。

更なる開示の手続き方法の質問に対して、更なる開示ができる。できないと返答しなかった。手続き方法の回答をしていない。

何に対して、実施を行っているとは明記していない、質問に対して嘘をつく、手続き方法の回答をしていないことが「標記が記載されていない」「標記の内容が不明確である」である。

別紙 2

- 1 文書接受簿（平成 28 年 8 月 3 日付けのうち，審査請求人の行政文書開示請求書に係る部分）
- 2 書留・簡易書留・配達証明・特定記録発送簿（平成 28 年 10 月 21 日付けのうち，審査請求人に係る部分）
- 3 書留・特定記録郵便物等受領証（平成 28 年 10 月 21 日付け）
- 4 書留・特定記録郵便物等差出票（平成 28 年 10 月 21 日付け）
- 5 返送に係る連絡文書（平成 28 年 10 月 21 日付け）